

独立行政法人農業生物資源研究所の平成20事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成20年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	20事業年度評価における主な指摘事項	平成21及び22年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(評価・点検の実施と反映) 研究職員の業績評価の処遇への反映方法、導入時期を明確にするなど、本中期目標期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。引き続き、一般職員の評価制度の導入に向けた着実な取り組みを期待する。	研究職員の短期業績評価は、21年度から本格実施し、22年度の勤勉手当へ反映することとした。研究活動の活性化につながる仕組みとなるよう今後も検証を続けていきたい。 一般職員等の評価については、20年度の試行結果を検証した上で、実施マニュアルの一部改正を行い、全ての一般職員及び技術専門職員を対象とした試行(平成21年7月～11月)を実施した。
	(研究資源の効率的利用及び充実・高度化) 今後とも施設・機械の共同利用を促進することを期待する。	21年度は148台から167台へ共用機械の登録数を拡充する一方で、使用簿の状況から判断して、有効に使用された共用機械について、修理費等を共通経費により負担することとした。今後も一層の共同利用の促進に努めていきたい。
	(研究支援部門の効率化及び充実・高度化) 所内グループウェアの積極的な活用、随意契約から一般競争入札への移行を進展させていることは評価できるが、それらの効果の分析は十分ではない。	随意契約見直し計画に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行した。しかし、一般競争入札における1者応札の割合が全体の51%を占めており、競争性が十分に確保できていないことから、平成21年7月9日に「「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について」を定め、競争参加資格の緩和、公示期間の十分な確保、HPの調達情報の改善等の取り組みを行い、21年度においては1者応札の割合が32%と減少している。22年度においては、契約監視委員会等の点検・見直しを踏まえた、新たな「随意契約等見直し計画」及び改正した「「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について」に沿って契

	約手続きの見直しに引き続き取り組んでいる。
<p>(研究支援部門の効率化及び充実・高度化) 研究支援部門の効率化の内容及び結果をよく分析し、経費の節減に結びつけることを期待する。</p>	<p>研究支援部門の効率化に関しては、「業務効率化実施計画」や「無駄削減取組目標」を策定して計画的に進めている。 21年度は、主として次のような取り組みを行った。 試薬及び研究用消耗品の単価契約品目を大幅に増やし、契約事務の効率化と適正で迅速な物品調達を促進した。 購入図書を利用度に応じて精選するとともに、冊子版から電子版に移行するなどして、年々増加する図書経費を抑えつつ、利用度の高いものの収書を行った。また、書誌・引用データベースを導入し、発表論文の把握や引用調査の作業時間を短縮・効率化した。 文書原簿管理の文書登録処理の電子化を本格稼働した。 住宅事情調査をグループウェアによる電子申請とし、作業時間の短縮・効率化を図った。 労働保険料等のデータを会計システムに取り込み、賃金関係業務の入力作業を省力化した。 桑園株間除草作業を年間を通じた単価契約としてアウトソーシングし、適期に必要な作業を依頼して、経費の抑制に努めた。</p>
<p>(産学官連携、協力の促進・強化) ジーンバンク事業に関しては、連絡協議会等で参画機関との意見交換が行われているが、今後はその他の関係機関との連携体制の強化を期待する。</p>	<p>ジーンバンク事業参画機関以外とも、文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) や理化学研究所バイオリソースセンター等へ各種委員等として参加し、大学やその他の機関のリソース部門、学協会等との情報や意見交換を行って連携協力を行っており、今後も推進していく。</p>
<p>(海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化) 引き続き、各方面で戦略的に国際的なイニシアティブを維持し、生物研のミッション達成に向けて有効に活用することを期待する。</p>	<p>平成 21 年 5 月に、4 年に一度開催されるムギ類の国際シンポジウム (第 6 回コムギ連植物シンポジウム) が京都で開催された。生物研は共催者として運営に加わり、石毛理事長がウェルカムアドレスを行うとともに、イネ及びムギゲノム研究の成果を発表し、国際的なイニシアティブの維持に努めた。 カイコゲノムのアノテーション (遺伝子の位置などの情報付加) に向けては、つくばにおいて、平成 22 年 11 月にアノテーション会議を開催するための準備を進めている。</p>

		ブタでは、生物研のこれまでの実績を更に高めるため、ゲノム配列のアノテーションに有用な完全長 cDNA 解読について全発現遺伝子の 50%以上を目標に重点的に推進する。
国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(研究成果の公表、普及の促進) ホームページによる公表に関しては、前年度と比較すると画面が見やすくなったなど改善されていること、ホームページ上のデータベースの入り口が分かりやすく整理されたことは評価できる。さらなるホームページの改善と、インターフェイスの統一などデータベースの整理を期待する。	ホームページはわかりやすくするために、改善を続けている。画面が見やすくなった効果か、インターネットがさらに一般化したことが原因か不明だが、アクセス数が月平均で約 27 万 (H20) から約 37 万 (H21) 件と増加した。ホームページのフレームはわかりやすい構造になったので、速報性を重視して運用をしてきた。引き続き国民にわかりやすい情報の発信に努める。
	(研究成果の公表、普及の促進) シンポジウム等は対象を明確にし、対象者に明確なメッセージが発信されることを期待する。	21 年度は、植物・昆虫・動物各分野でテーマを絞ったシンポジウムを開催した。
	(研究成果の公表、普及の促進) 国民との双方向コミュニケーションに関しては、遺伝子組換え技術等について継続的に説明会や見学会を行っていること、メディア等向けのコミュニケーションマニュアルを作成したことは評価できる。こうしたマニュアルを活用し、効果的効率的な活動が促進されることを期待する。	21 年度にメディア対応のコミュニケーションマニュアルを完成した。これをもとに、研究所職員が一般見学者対応する際に利用できるスキルアップマニュアルを作成し、職員に配付することになっている。
	(研究成果の公表、普及の促進) 一方で、一般消費者、農業生産現場から研究に関するニーズを把握するシステムの構築には至っていない。システム構築に向けた体制整備を期待する。	産・学に対しては、テーマ別シンポジウム、一般向けには一般公開や市民参加型展示会場を開催した際にアンケートを実施し、ニーズの把握に努めている。多様なチャンネルを活用したニーズ把握を行っていく。
	(研究成果の公表、普及の促進) 新品種等の登録出願に関しては、目標を下回っており、出願に向けた取り組みを期待する。	新品種の登録出願増加を目指した共同研究等を積極的に進めていきたい。今後の知財に関するセミナーでは種苗法に関する内容も盛り込んで、新品種の登録出願増加の啓発を図る予定である。
予算 (人件費)	知的財産権等の許諾に関しては増加しており評価で	今後も引き続き、各種フェア(アグリビジネスフェア、国

<p>の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>きる。引き続き実施許諾料等の増収に向けた取り組みを期待する。</p>	<p>際バイオ EXPO、産学官連携推進会議)等で研究内容や成果等を PR し、実施許諾料の増収に向けた積極的な取り組みを続けていきたい。特許の海外マーケティングについては外部 TLO の活用を始めた。</p>
	<p>契約については、監事による監査及び監査室による内部監査、外部委員で構成される入札監視委員会による点検等の取り組みにより、随意契約（受託研究費による研究委託費を除く随意契約によらざるを得ないもの）の割合が減少しており、随意契約見直し計画を順調に進捗させていることは評価できるが、競争入札における一者応札についての原因の分析と対応策及び会計検査院の指摘事項に対する是正改善処置の着実なる実施を期待する。</p>	<p>1者応札の改善については、平成21年7月9日に「「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について」を定め、競争参加資格の緩和、公示期間の十分な確保、HPの調達情報の改善等の取り組みを行い、21年度においては1者応札の割合が32%となり、20年度実績51%から減少している。22年度においては、契約監視委員会等の点検・見直しを踏まえた、新たな「随意契約等見直し計画」及び改正した「「1者応札・1者応募」となった契約の改善方策について」に沿って契約手続きの見直しに取り組んでいる。 また、会計検査院等から指摘のあった総合評価方式の標準マニュアルの作成については、「研究開発」、「調査」及び「広報」を対象とした標準的な「総合評価マニュアル」及び「公募マニュアル」を平成21年12月28日付けで策定し、これに基づき実施している。</p>
<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>独立行政法人整理合理化計画に基づく松本地区のつくば地区への再編統合について、計画通り惣社地区の売却及び松本地区のつくば移転が終了したことは評価できる。引き続き、県地区、中山地区の売却等、計画通り進むことを期待する。</p>	<p>松本地区の移転に関しては、20年度末までに、先行して完了し、また、松本の3地区のうち惣社地区の土地売却を完了している。21年度は、松本地区については中山地区の土地売却を完了し、また、県地区の売却については分割契約することとして、庁舎敷地部分の契約を平成22年3月に締結した。 22年度は、県地区の残りの第1桑園部分について平成22年4月に土地売買契約を締結し、松本の3地区の土地売却を全て完了した。</p>
<p>その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p>	<p>(施設及び設備に関する計画) 引き続き、計画的な施設整備を期待する。</p>	<p>引き続き、施設整備計画に基づき、老朽化した施設の改修に努めるとともに、施設整備計画の基礎資料として「施設利用状況の分析」を進めている。今後、第3期中期計画を推進する上で必要な施設整備要件を把握し、施設利用状況の分析結果をふまえて、22年度内に第3期の施設整備計画（マスタープラン）を策定する計画である。</p>
	<p>(人事に関する計画)</p>	

<p>子育て支援制度を拡充するなど、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取り組みが行われていることは評価できる。今後は、それらの取り組みの実効性の検証を期待する。</p>	<p>平成 20 年 11 月から開始した託児所利用による一時預かり保育制度は大幅な利用増となった（20 年度 4 月間で延べ 56 時間→ 21 年度 12 月間で 947.5 時間）。</p>
<p>（環境対策・安全管理の推進） 各種安全教育を実施しているが、労働災害が増加している。継続的な安全対策を期待する。</p>	<p>運営会議において 18 年度以降の労働災害について報告し、注意喚起と再発予防を周知徹底し、グループウェアに労働災害防止に関する情報及び注意喚起を掲載した。また、危険性又は有害要因の調査（リスクアセスメント試行）を実施し、リスクの除去等に向けて検討を行い、災害防止に結びつけていく行動として、「ヒヤリ・ハットの報告」を実施することとした。 職場の安全に関する個々の意識向上に努めるため、労働災害を防止するために必要な各種講習会等に引き続き職員を参加させ、安全管理に対する知見を高めている。</p>
<p>（環境対策・安全管理の推進） 化学物質等の保有・管理に関しては、平成 20 年 10 月に実施した自主点検において、不適切な管理下にある特定毒物が 2 件発見されている。これらの事態は内部管理 体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。教育・訓練等の徹底や適正かつ確実な管理体制を構築するなど有効な再発防止策を策定、実施し、今後は厳重に管理する必要がある。</p>	<p>平成 21 年 3 月に化学物質等関連法令に関する講演会を開催するなど、全職員に対する教育・指導と適正な管理の徹底を図っている。また、21 年度に化学物質を一元的に管理するシステムを構築し、試験運用を経て、22 年度から本格運用を開始した。文部科学省の依頼に基づく放射性同位元素等の一斉点検において、平成 22 年 3 月に適正な管理下でない核燃料物質（未開封の酢酸ウラニル 25 グラム瓶 2 本）が発見されたため、直ちに同省に報告し、その指導に従って適切な措置を取った。今後同様な事例が生じないように、研究所に化学物質管理対策本部を設置し、引き続き実施している一斉点検の徹底、管理システムの利用等による化学物質管理体制の強化に取り組んでいる。</p>